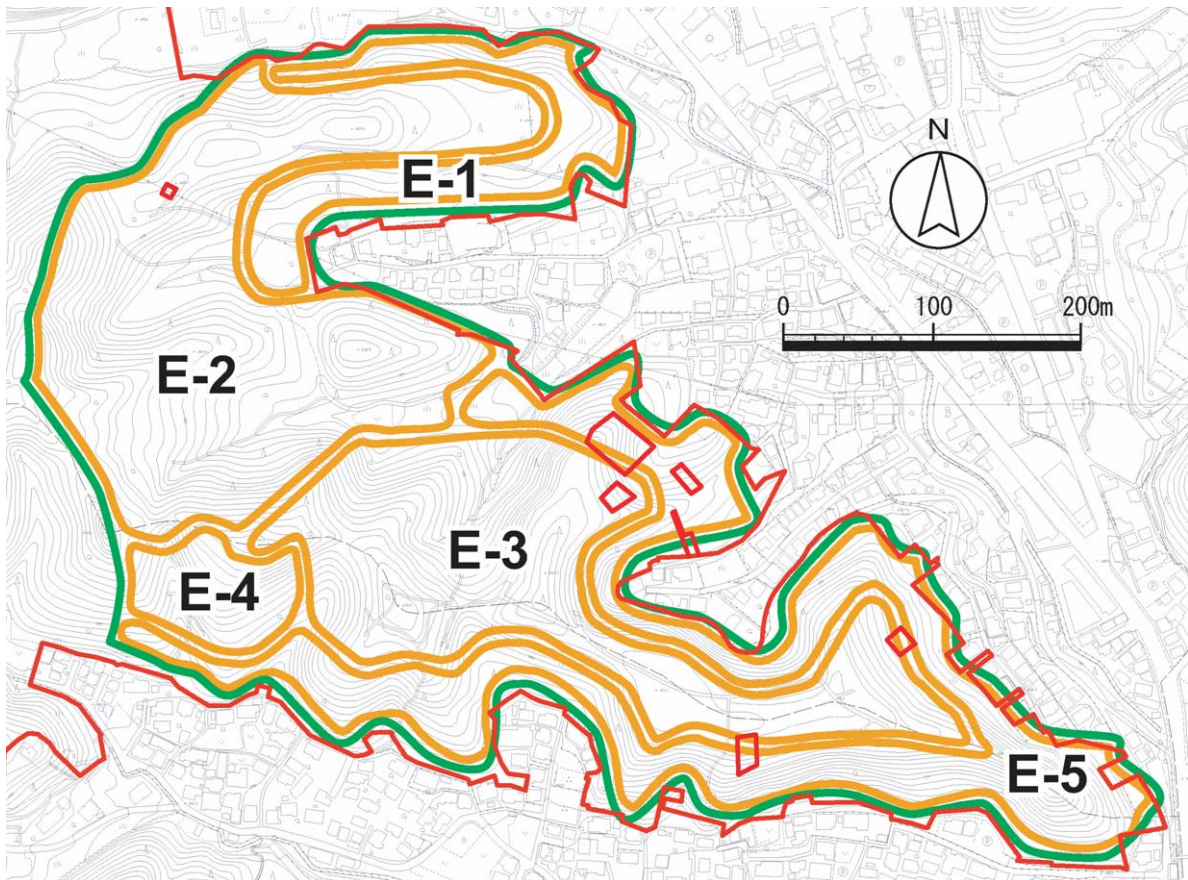


5) Eゾーン：南谷津を中心としたゾーン




E-1 (2.0 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ Eゾーン内の北東側に位置し、住宅地に面している。 ・ 広葉樹林（おおむね1ヘクタール）が大半を占め、高圧線下付近はモウソウチク林がある。 ・ 林齢はおおむね51～60年である。 ・ 傾斜は40パーセント以下で比較的緩やかである。
	管 理 の 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接する住宅地等に影響を及ぼす樹木等を整備し、近隣への環境を改善する。 ・ 伐採^{*11}後の緩衝地帯は、定期的の下草刈り等を行う。 ・ 伐採跡地については隣接住民と協議の上、植栽を行う。
	主 　　な 保 全 プ ラ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地隣接森林整備プラン
E-2 (6.2 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ Eゾーン内の北側に位置し、広葉樹林（おおむね4ヘクタール）を中心とした区域である。 ・ リスやタヌキ等のほ乳類が確認されている。 ・ 林齢はおおむね51～60年である。 ・ 傾斜は一部で40パーセントを超える急傾斜地が見られるが、その他は比較的緩傾斜地となっている。
	管 理 の 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現存している広葉樹林は、里山林の復活、多様な植生の回復および自然の遷移^{*19}にゆだねる保全の各取組により適正に保全していく。 ・ 現存している人工林^{*7}は、伐採等の管理を行い保全していく。 ・ 伐採等を行う際には、樹冠を使う小動物の移動に配慮する。 ・ 伐採等は、ほ乳類等の繁殖等に影響しない時期に行うよう配慮する。 ・ 枯れたマツを処分し、健康なマツは、薬剤を直接注入する等、マツ枯防止を図る。 ・ 高圧線下は、管理者と調整しながら行うものとする。
	主 　　な 保 全 プ ラ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生生物生息地プラン ・ 広葉樹林保全活用プラン
E-3 (4.3 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ Eゾーン内の南側の樹林地で、広葉樹林（おおむね3ヘクタール）が大半を占めている。 ・ 林齢はおおむね51～60年である。 ・ 尾根を中心とした区域で傾斜はおおむね40パーセント前後である。

E-3 (4.3 ヘクタール)	管理の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・現存している広葉樹林は、里山林の復活、多様な植生の回復および自然の遷移^{*19} にゆだねる保全の各取組により適正に保全していく。 ・現存している人工林^{*7} は、伐採^{*11} 等の管理を行い保全していく。 ・枯れたマツを処分し、健康なマツは、薬剤を直接注入する等、マツ枯防止を図る。 ・ボランティア等との協働による管理を行う区域とする。
	主 　　な 保 全 プ ラ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物生息地プラン ・広葉樹林保全活用プラン
E-4 (0.8 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・Eゾーン内の西側に位置する区域でアカマツと広葉樹林（おおむね0.5ヘクタール）が混在している。 ・林齢はおおむね51～60年である。 ・傾斜は40パーセント前後である。
	管理の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・アカマツについては、枯れたマツを処分し、健康なマツは、薬剤を直接注入する等、マツ枯防止を図る。 ・現存している広葉樹林は、里山林の復活、多様な植生の回復および自然の遷移にゆだねる保全の各取組により適正に保全していく。 ・現存している人工林は、伐採等の管理を行い保全していく。
	主 　　な 保 全 プ ラ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・アカマツ林復活プラン ・広葉樹林保全活用プラン
E-5 (6.1 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・Eゾーン内の北～南に位置し、広葉樹林（おおむね5ヘクタール）が大半を占めている。 ・林齢はおおむね41～60年である。 ・傾斜は40パーセント前後である。
	管理の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する住宅地等に影響を及ぼす樹木等を整備し、近隣への環境を改善する。 ・伐採後の緩衝地帯は、定期的の下草刈り等を行う。 ・伐採跡地については隣接住民と協議の上、植栽を行う。
	主 　　な 保 全 プ ラ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地隣接森林整備プラン

- Eゾーンの小区分図
(仮称) 里山ふれあい活用ゾーン



凡 例

	青梅の森特別緑地保全地区
	保全計画ゾーニング境界
	ゾーン (小区分)

